

福知山公立大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 福知山公立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域をはじめとする地域における持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究及び地域貢献活動の向上に資するため、本学の教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究及び地域貢献等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとし、その結果を公表するものとする。

3 前2項の点検・評価の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に地域経営学部及び情報学部を置く。

2 地域経営学部には地域経営学科を、情報学部には情報学科を置く。

3 前項の学科における入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部の目的)

第5条 地域経営学部は、地域経営学の体系・知識・知見・技術を学び、それらを用いて地域の価値の向上や持続可能な社会の形成に寄与できる人材を育成する。

2 情報学部は、情報学の体系・知識・知見・技術を学び、それらを用いて地域の価値向上や持続可能な社会の形成に寄与できる人材を育成する。

(基盤教育院)

第5条の2 本学に基盤教育院を置く。

(基盤教育院の目的)

第5条の3 基盤教育院は、学士課程において、将来にわたり多様な分野及び地域課題について広くかつ深く学び続ける力を学部横断的に育成する基盤教育の質的向上及び充実に図るための中心的な役割を担う。

(大学院)

第5条の4 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(附属機関)

第6条 本学に、附属機関として北近畿地域連携機構、メディアセンター、地域防災研究センター、国際センター及び数理・データサイエンスセンターを置く。

2 前項の附属機関については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に置く組織は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第8条 本学には、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第9条 本学に多年勤続し、教育上、学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第9条の2 本学に客員教員を置き、客員教員の称号を付与することができる。

2 客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営組織

(教育研究審議会)

第10条 公立大学法人福知山公立大学定款第20条第1項に定める教育研究審議会の組織及

び運営については、別に定める。

(教授会)

第11条 本学の各学部及び基盤教育院に教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を前学期、後学期の2学期に分け、各学期の期間は、次のとおりとする。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前学期及び後学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、これを取り止め、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（4月1日）

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日については、毎年度、学長が定める。

第6章 入学及び移籍

(入学の時期)

第15条 本学の入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学長が特に必要と認める場合には、後学期に入学を認めることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

（入学の出願）

第17条 本学に入学を志願する者は、所定の入学検定料を納付し、本学所定の書類を提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定め、宣誓書、保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前2項に関わらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき学長が認める者又は特別な事情があると学長が認める者は第40条の規定による。

（編入学）

第20条 本学に編入学を希望する者があるときは、入学を許可することがある。

2 編入学は、3年次からとする。

3 その他編入学に関して必要な事項は、別に定める。

（転学部、転学科）

第21条 本学学生で、その所属する学部及び学科の変更を志願する者がある場合は、学生が志願する学部の教授会の議に基づき、学長が許可することができる。

2 前項の選抜に関する基準は、別に定める。

第7章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(授業科目)

第22条 本学の授業科目の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基盤教育科目
- (2) 専門教育科目
- (3) 教職科目

2 前項の各区分に開設する授業科目の種類、単位数等は、別に定める。

(授業の方法)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学省が定めるところの多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 前項に規定する授業の方法により付与された単位は、60単位を超えない範囲で卒業要件に含むことができる。

(履修方法)

第23条 授業科目の履修については、必修科目及び選択科目に区分する。

- 2 学生は、別表第2に定めるところにより単位を修得しなければならない。
- 3 履修方法の細目については、別に定める。

(単位の算定基準)

第24条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とすること。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

2 前項の規定にかかわらず、学外実習科目については、これらの学修内容等を考慮して単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(単位修得の認定)

第26条 授業科目を履修した者に対して、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

2 成績の評価については、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定その他単位互換事業に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業を履修させることができる。

2 前項の履修により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業に必要な単位として認定することができる。

3 協定等を締結していない外国の大学又は短期大学に留学した場合は、単位を認定しようとする教授会（学生が所属する学部の教授会をいう。第44条及び第46条において同じ。）の議を経て学長が決定することにより認定することができる。

(大学以外の教育施設における学習)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 修業年限、在学年限、卒業及び学位の授与

(修業年限及び在学年限)

第30条 本学学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて本学に在学することはできない。

第31条 前条の規定にかかわらず、第20条の規定により入学した者の修業年限は、2年とする。

2 編入学生にあつては、5年を超えて本学に在学することができない。

(卒業)

第32条 休学等の期間を除いて、第30条第1項又は前条第1項に規定する期間以上在学し、学部所定の授業科目を履修し、別表第2に定める卒業に必要な単位を修得した者に対し、学長は、卒業資格を認定する。

(学位の授与)

第33条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して、学位を授与する。

(学位の種類及び分野)

第34条 学位の種類及び分野については、別表第3のとおりとする。

(教職課程)

第34条の2 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

第9章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料等)

第35条 本学の入学検定料、入学料、授業料等は、別表第5のとおりとする。

(授業料等の納入)

第36条 授業料等は、毎学期始めに納めなければならない。

2 授業料等は、1学期分を全納することを原則とする。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学期間中は、当該学期分の授業料等を免除する。

(再入学の場合の授業料等)

第38条 中途退学者であつて、3年以内に再入学を願い出、許可されたものは、入学検定料、入学料、授業料等を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第39条 一旦納付した授業料等及び入学検定料は、原則として返還しない。

(授業料等の減免)

第40条 この章の運用に関し、学長が特別の事情があると認めるときは、入学検定料、入
学料及び授業料等の減免及び返還並びに納付の時期の猶予を認めることがある。

2 前項の減免、返還及び猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 休学、転学、退学等

(休学)

第41条 病気その他学長が認めるやむを得ない事情のため、3か月以上修学することがで
きない者は、休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じること
ができる。

3 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、通算して2年を超えることはできな
い。ただし、特別な事由がある場合は、さらに2年の範囲内で延長することができる。

4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学者は、休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。た
だし、復学の時期は、学期始めとする。

(転学)

第43条 他の大学への入学又は編入学を志願する者は、学長の許可を受けなければなら
ない。

(留学)

第44条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学すること
ができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、教授会が教育上特に有益と認めた場合に限り、第
30条に定める在学期間に含めることができる。

3 学生の留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び再入学)

第45条 退学しようとする者は、保証人の連署の上、退学を願い出なければならない。

2 退学を願い出る者は、退学期日を含む学期の授業料等を完納しなければならない。

3 退学した者で、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することがある。

4 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を徴した上で、学長が除籍す

る。

- (1) 第30条第2項に定める在学年限を超えた者
 - (2) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (3) 第41条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
 - (5) 入学手続きを終えて就学意思のない者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者については、教授会の意見を徴せずに除籍することができる。
- 3 第1項第2号及び第3号により除籍された者は、除籍後2か月以内に限り、授業料等を納付することで、復籍を願い出ることができる。
- 4 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第47条 学業優秀な者又は学生として模範的行為があった者は、学長が表彰する。

- 2 表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第48条 学則又は本学の指示に従わず、その他学生にあるまじき行為があった者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒には、戒告、停学及び退学がある。
- 3 前項の停学は、その期間を在学期間に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、在学期間に算入することができる。
- 4 第2項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
- (1) 重大な反社会的行為
 - (2) 人権を不当に侵害する行為
 - (3) 試験における不正行為
 - (4) 大学の名誉を著しく損なう行為
 - (5) その他学生の本分に著しく反する行為
- 5 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第12章 奨学

(奨学)

第49条 本学に奨学制度を設けることができる。

- 2 奨学制度については、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第50条 職員及び学生の福利厚生、保健医療のため、本学に厚生保健施設を設ける。

- 2 厚生保健施設については、別に定める。

第14章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生等

(科目等履修生及び聴講生)

第51条 本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 第16条の入学資格を有する外国人で、留学を希望する者は、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、本学の規定を準用する。
- 3 外国人留学生の教育については、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。
- 4 前各項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けた者の教育について、本学が必要と認める場合に準用する。
- 5 外国人留学生の卒業の要件として修得すべき単位数の一部特例については、別に定める。

(特別科目等履修生)

第53条 他の大学又は短期大学との単位互換協定及び大学コンソーシアム京都の行う単位互換事業に基づき、本学の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 特別科目等履修の開始日は、学期の始めとする。
- 3 特別科目等履修生の単位の認定及び学修の評価は、第26条の定めに準じて行う。
- 4 特別科目等履修生に関して必要な事項は、当該大学との協定に基づいて定める。

(研究生)

第53条の2 特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第15章 社会との連携

(アドバイザー・コミッティ)

第54条 大学の健全な発展を図るため、本学の運営及び地域社会との連携に関し、学外者の意見を聴く組織としてアドバイザー・コミッティを設置することができる。

2 アドバイザー・コミッティの組織、運営については、別に定める。

(公開講座等)

第55条 本学は、福知山市民及び北近畿地域の住民に向けて、行政機関、市民、企業等と協働して生涯学習講座、社会人向け資格取得、外国語講座その他の事業を行うことができる。

2 前項の事業に関し必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

第56条 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設及び教育研究機能を地域住民の利用に積極的に供することとする。

2 前項の規定による社会開放に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

第57条 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学及び研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。

2 前項の規定による国際交流に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雑則

(学則の施行)

第58条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(学則の改廃)

第59条 この学則の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に成美大学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き本学に在籍する者に係る授業科目、単位数並びに卒業要件等に関しては、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成28年度及び平成29年度に、本学へ編入学した者でその者の属する年次が前項に規定する在籍者と同様の場合、その者に係る授業科目、単位数並びに卒業要件等に関しては、この学則に規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成28年3月31日に成美大学に在籍し、授業料等が減免されている者に関しては、この学則の規定にかかわらず、別途措置する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日改正以前に、本学則名称を「公立大学法人福知山公立大学学則」として引用している他の規程等においては、「福知山公立大学学則」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月26日から施行し、第19条第3項については、令和2年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する
- 2 この学則による改正後の第23条及び別表第2の規定は、この学則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者の卒業要件について適用し、施行日の前日に在籍し、引き続き施行日以後も在籍する者の卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第4条、第5条、第22条、第23条、第34条の2、別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、この学則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者の卒業要件及び教育職員免許状取得について適用し、施行日の前日に在籍し、引き続き施行日以後も在籍する者の卒業要件については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1に定める収容定員については、同表の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域経営学部	地域経営学科	330人	350人	375人
	医療福祉経営学科	77人	50人	25人
情報学部	情報学科	422人	440人	460人
	合計	829人	840人	860人

※令和7年度までの編入学定員（地域経営学部地域経営学科5人、地域経営学部医療福祉経営学科2人、情報学部情報学科2人）を含む。

別表第1

学部	学科	入学定員	収容定員
地域経営学部	地域経営学科	100人	400人
情報学部	情報学科	120人	480人

合計	220人	880人
----	------	------

別表第2

地域経営学部地域経営学科

卒業要件

科目区分		必修	必履修・選択	卒業要件
基盤教育科目	地域協働基盤科目群	6単位	4単位	10単位
	情報科目群	2単位	2単位（必履修4単位）	4単位
	汎用的学修能力育成基盤科目群	8単位	4単位	12単位
	統合知基盤科目群	—	10単位	10単位
	外国語科目群	4単位	4単位	8単位
専門教育科目	専門基礎科目群	2単位	56単位	70単位 *1
	地域行政科目群	—		
	地域産業科目群	—		
	市民社会科目群	—		
	卒業研究科目群	12単位		
	キャリア関連科目群	—		
上記科目区分に加えて、他学部科目*2、教職科目*3、他大学単位互換科目を含め自由に選択*4				10単位
卒業要件単位 合計				124単位

*1 地域行政科目群、地域産業科目群、市民社会科目群からそれぞれ6単位以上を修得すること。また、卒業研究科目群から16単位以上を修得すること。

*2 他学部科目は、地域経営学部の学生が履修できない情報学部の科目（「IT実習A」、「IT実習B」、「IT実習C」、「IT実習D」、「コンピュータプログラミング演習Ⅰ」、「コンピュータプログラミング演習Ⅱ」、「地域情報実践演習Ⅰ」、「地域情報実践演習Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」、「卒業研究Ⅲ」、「卒業研究Ⅳ」、「インターンシップ実習Ⅰ」、「インターンシップ実習Ⅱ」）を除く。

*3 教職科目は、地域経営学部の学生が履修できない福知山公立大学履修規程別表第3に定める教職科目（「教育実習指導」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「学校体験活

動」、「教職実践演習（中・高）」）を除く。

*4 他学部科目、教職科目、他大学単位互換科目は合計6単位を上限として卒業に必要な単位として認める。

情報学部情報学科

卒業要件

科目区分		必修	必履修・選択	卒業要件
基盤教育科目	地域協働基盤科目群	6単位	4単位	10単位
	情報科目群	2単位	6単位（必履修8単位）	8単位
	汎用的学修能力育成基盤科目群	4単位	6単位	10単位
	統合知基盤科目群	—	10単位	10単位
	外国語科目群	4単位	4単位	8単位
専門教育科目	専門基礎科目群	10単位	50単位	72単位 *1
	数理・データサイエンストラック	—		
	ICTトラック	—		
	人間・社会情報学トラック	—		
	卒業研究科目群	12単位		
	キャリア関連科目群	—		
上記科目区分に加えて、他学部科目*2、教職科目*3、他大学単位互換科目を含め自由に選択*4				10単位
卒業要件単位 合計				128単位

*1 専門基礎科目群の数学科目6科目（微分積分Ⅰ・微分積分Ⅱ・線形代数Ⅰ・線形代数Ⅱ・数学演習Ⅰ・数学演習Ⅱ）の中から4単位以上修得すること。

*2 他学部科目は、情報学部の学生が履修できない地域経営学部の科目（「プログラミングⅠ」、「プログラミングⅡ」、「社会調査演習Ⅰ」、「社会調査演習Ⅱ」、「国際フィールドワーク」、「地域協働研究A」、「地域協働研究B」、「地域協働プロジェクトA」、「地域協働プロジェクトB」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」、「卒業研究Ⅲ」、「卒業研究Ⅳ」、「地域キャリア実習Ⅰ」、「地域キャリア実習Ⅱ」、「キャリアデザイン

ン演習」)を除く。

*3 福知山公立大学履修規程別表第3に定める教職科目のうち、「教育実習指導」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「学校体験活動」、「教職実践演習(中・高)」は卒業に必要な単位として認めない。

*4 他学部科目、教職科目、他大学単位互換科目は合計6単位を上限として卒業に必要な単位として認める。

別表第3

学部	学位
地域経営学部	学士(地域経営学)
情報学部	学士(情報学)

別表第4

学部	学科	免許状の種類及び教科
情報学部	情報学科	中学校教諭 一種免許状 数学
		高等学校教諭 一種免許状 数学
		高等学校教諭 一種免許状 情報

別表第5

学部名	内訳	金額
地域経営学部	入学検定料	17,000円
情報学部	入学科	282,000円
	授業料	535,800円
	実践教育実習費	40,000円

福知山公立大学履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福知山公立大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項及び第23条の規定に基づき、授業科目、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修登録

(履修の登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日内に履修の申請をし、履修登録をしなければならない。

- 2 前項の履修の申請は、所定の手続により行うものとする。
- 3 前年度に履修登録を行い、単位を取得することができなかった授業科目を再履修しようとする場合において、当該授業科目について再履修クラスが設定されているときは、当該再履修クラスで履修しなければならない。

(授業科目の履修)

第2条の2 学則第22条第1項に定める授業科目の区分のうち、基盤教育科目及び専門教育科目は、別表第1及び別表第2に定めるところにより履修しなければならない。

- 2 学則第22条第1項に定める授業科目の区分のうち、教職科目は、別表第3に定めるところにより履修しなければならない。
- 3 履修に当たって、学生に対し、授業科目の概要、評価方法その他授業運営に関する事項を記載したシラバスは、履修登録開始前までに提示するものとする。

(教育職員免許状の取得に係る授業科目及び単位数)

第2条の3 教育職員免許状の取得に係る授業科目及び単位数については、別表第4に定めるところとする。

(履修の上限)

第3条 年間に履修できる単位数は、各年次において次のとおり定め、これを超えて履修できないものとする。

学部	1年次	2年次	3年次	4年次
地域経営学部	46単位	46単位	46単位	46単位
情報学部	46単位	46単位	46単位	46単位

- 2 前項に規定する年間で履修できる単位数には、次に掲げる各号の授業科目の単位数を含まないものとする。

- (1) 別表第1及び別表第2中履修の上限単位数に含まない授業科目として規定するもの
- (2) 前号にかかわらず、集中講義等の不定期に開講する授業科目
- (3) 別表第3に記載される教職科目

3 第13条第1項に規定する前年度のGPA（当該学期の履修科目の単位当たりの成績の平均値をいう。以下同じ。）が3.0以上である場合は、新たな年度において履修上限単位より4単位拡大して履修することができる。

（履修制限）

第4条 各授業科目は、その内容又は教室の都合等により、履修者の数を制限する場合がある。

（重複履修の禁止）

第5条 学生は、同一時限の授業科目を重複して履修することができない。

（二重履修の禁止）

第6条 学生は、既に所定の単位を取得した授業科目の履修又は同時に同一科目を2科目以上履修することができない。

（履修登録の修正及び削除）

第7条 既に履修登録済みの授業科目の修正及び削除は、各学期ごとに行う。

2 履修登録の修正及び削除は、あらかじめ指定された履修変更期間内に、定められた手続により、事務局を通じて行う。

第3章 授業

（公欠）

第8条 次の各号のいずれかに該当する欠席で所定の届出を行った者については、公欠とする。

- (1) 忌引きの場合
- (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合
- (3) 当該学生の通学経路における公共交通機関の運休又は延着の場合
- (4) 居住地区の天変地異により危険を伴い通学が困難な場合
- (5) 裁判員制度による裁判員の用務の場合

2 公欠は欠席扱いとする。ただし、当該学生が試験の受験資格を失わないよう配慮するものとする。

（休講と補講）

第9条 各授業科目は、担当教員の公務、出張、学会出席、疾病その他やむを得ない事由により授業を行うことができないときには休講となることがある。

2 教員は、休講となった授業は、原則として、補講を行う。

(全学休講)

第10条 授業科目は、次の各号に掲げる事由により休講となる場合がある。

(1) 福知山市に、次項に定める気象警報が発令されたとき。

(2) 学長の判断によるとき。

2 前項第1号の規定による気象警報は、大雨（土砂災害、浸水害）、大雪、暴風又は暴風雪に係る特別警報並びに大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪に係る警報とする。

3 前項の気象警報が発令された場合の授業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 午前7時時点で前項に掲げる気象警報が発令されている場合、又は1限の授業開始時間（8時50分）までに発令された場合は、1限及び2限の授業を休講とする。

(2) 午前10時時点で気象警報が発令されている場合は、3限から5限を休講とする。

(3) 前2号にかかわらず、授業の間の休憩時間に気象警報が発令された場合は、次の授業から休講とし、授業開始後に発令された場合は、その時点で実施中の授業は終了後、以後の授業を休講とする。

4 前3項の規定は、福知山公立大学試験規程（以下「試験規程」という。）第2条第1項に定める試験の実施日においても適用する。

第4章 成績評価

(成績評価)

第11条 成績評価の方法は、試験結果、授業内で課された試験、レポート等、各担当教員がシラバスにより示した方法による。

2 点数、評語及び合否は、次のとおりとする。

点数	評語	合否
100～90	秀	合格
89～80	優	
79～70	良	
69～60	可	
59～	不可	不合格

3 当該授業の試験を受験しなかった者又は出席回数が各科目担当者の設ける基準を満たさない者の合否は不合格とし、評語は、放棄とする。

4 前2項に示した評語のほか、別表第1、別表第2及び別表第3中可否により評価する科目として規定するものに合格したときの評語は、合とする。合格以外の場合は、前2項のとおりとする。

5 前3項に示した評語のほか、次の各号のいずれかに該当する科目の評語は、認定とする。

- (1) 転学部又は転学科した学生の単位認定を行ったとき。
- (2) 再入学した学生の単位認定を行ったとき。
- (3) 学則第27条、第28条及び第29条により単位の認定を行ったとき。

(試験)

第12条 試験について必要な事項は、試験規程に定める。

(GPA)

第13条 学期ごとにGPA (Grade Point Average) を表示し、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の取得ポイントの合計}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

(小数点第3位以下切捨て)

注 取得ポイントとは、科目の単位数に当該科目で得たグレードポイントを乗じて得た数値をいう。

2 成績表示に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可・放棄	0.0

3 第11条第4項及び第5項により成績評価を行った科目は、GPAの計算に含めない。

第5章 卒業要件

(卒業要件)

第14条 卒業要件に係る授業科目及び所定の単位は、学則別表第2のとおりとする。

第6章 その他

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、各学部及び基盤教育院の教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度入学生並びに平成29年度2年次編入生に適用される授業科目のうち、次に掲げる科目を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

ベーシックス	スペシャリティ
歴史学、文学、論理学、教育学、地理学、異文化理解、法学概論、民法、政治学、日本経済論、数学応用、数学基礎	プログラミングⅠ・Ⅱ、データベース論、社会調査論、税務会計、監査論、地方公会計、経営組織論、地域産業論、企業財務論、介護福祉論、環境学、経済学入門、ロジスティクス論、地方自治論、ソーシャルデザイン、非営利組織論、コミュニティビジネス、観光総論、交流居住論、交流観光政策論、ヘルスツーリズム論、医療管理論Ⅲ

- 4 平成28年度入学生並びに平成29年度2年次編入生の履修の上限については、次に掲げる科目並びに不定期に開講する授業科目の単位を含まないものとする。

ベーシックス

基礎力演習Ⅰ、基礎力演習Ⅱ、キャリア演習Ⅰ、キャリア演習Ⅱ、国際フィールドワークⅠ、国際フィールドワークⅡ、専門研究Ⅰ、専門研究Ⅱ、キャリア探究Ⅰ、キャリア探究Ⅱ、インターンシップⅠ、インターンシップⅡ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、キャリア設計Ⅰ、キャリア設計Ⅱ

5 平成 27 年度入学生、平成 28 年度 2 年次編入学生、並びに平成 29 年度 3 年次編入学生に適用される授業科目のうち、次に掲げる科目を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

ベーシックス	スペシャリティ
歴史学、文学、論理学、教育学、地理学、行政学、異文化理解、法学概論、民法、政治学、日本経済論、数学応用、数学基礎Ⅰ	プログラミングⅠ・Ⅱ、データベース論、社会調査論、税務会計、監査論、地方公会計、経営組織論、経営戦略論、地域産業論、企業財務論、介護福祉論、環境学、自治体政策法務、経済学入門、ロジスティクス論、地方自治論、ソーシャルデザイン、非営利組織論、コミュニティビジネス、観光総論、交流居住論、交流観光政策論、ヘルスツーリズム論、医療管理論Ⅲ

6 平成 27 年度入学生、平成 28 年度 2 年次編入生、並びに平成 29 年度 3 年次編入生の履修の上限については、次に掲げる科目並びに不定期に開講する授業科目の単位を含まないものとする。

ベーシックス
基礎力演習Ⅰ、基礎力演習Ⅱ、キャリア演習Ⅰ、キャリア演習Ⅱ、国際フィールドワークⅠ、国際フィールドワークⅡ、専門研究Ⅰ、専門研究Ⅱ、キャリア探究Ⅰ、キャリア探究Ⅱ、インターンシップⅠ、インターンシップⅡ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、キャリア設計Ⅰ、キャリア設計Ⅱ

7 平成 26 年度以前の入学生に適用される授業科目のうち、次に掲げる科目を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

ベーシックス	スペシャリティ
歴史学、文学、教育学、行政学、法学概論、政治学	地域産業論、監査論、地方公会計、介護福祉論、財政学、ロジスティクス論、地方自治論、非営利組織論、コミュニティビジネス、交流居住論、

8 平成 26 年度以前の入学生の履修の上限については、次に掲げる科目並びに不定期に開講する授業科目の単位を含まないものとする。

ベーシックス
基礎力演習Ⅰ、基礎力演習Ⅱ、キャリア演習Ⅰ、キャリア演習Ⅱ、アドバンスト演習Ⅰ、アドバンスト演習Ⅱ、アドバンスト演習Ⅲ、国際フィールドワーク、専門研究Ⅰ、専門研究Ⅱ、キャリア探究Ⅰ、キャリア探究Ⅱ、ビジネスインターンシップ、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱ、キャリア設計Ⅰ、キャリア設計Ⅱ

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。
- 平成 29 年度から平成 31 年度入学生、平成 30 年度、平成 31 年度 2 年次編入生、並びに平成 31 年度 3 年次編入生に適用される授業科目のうち、次に掲げる科目を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

専門教育科目

公共経営系特別講義Ⅰ、公共経営系特別講義Ⅱ、企業経営系特別講義Ⅰ、企業経営系特別講義Ⅱ、交流観光系特別講義Ⅰ、交流観光系特別講義Ⅱ、医療福祉経営特別講義Ⅰ、医療福祉経営特別講義Ⅱ

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条、別表第1及び別表第2の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者の履修科目について適用し、施行日の前日に在籍し、引き続き施行日以後も在籍する者の履修科目については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条の2、第2条の3、第3条、第11条、第13条、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する者の履修科目について適用し、施行日の前日に在籍し、引き続き施行日以後も在籍する者の履修科目については、なお従前の例による。

別表第1

地域経営学部地域経営学科

科目区分	授業科目の名称	単位数			配当 年次	履修 の上 限単 位数 に含 まな い科 目	合否 によ り評 価す る科 目	備考
		必 修	必履 修	選 択				

基 盤 教 育 科 目	地域協働基盤	地域協働論	2		1		地域協働基盤	
	科目群	地域協働演習Ⅰ	1		1		○	科目群から 10単位修得 すること
		地域協働演習Ⅱ	1		1		○	
		地域協働演習Ⅲ	1		1		○	
		地域協働演習Ⅳ	1		1		○	
		北近畿の地理			2	1・2		
		北近畿の歴史			2	1・2		
		北近畿の文化			2	1・2		
		地域防災論			2	1・2		
情報科 目群	情報と社会	2		1			情報科目群か ら4単位修得 すること	
	データサイエンス		2	1				
	統計学Ⅰ		2	1				
	統計学Ⅱ			2	1			
	人工知能			2	1			
汎用的 学修能 力育成 基盤科 目群	アカデミック・リーディング	2		2			汎用的学修能 力育成基盤科 目群から12 単位修得する こと	
	アカデミック・ライティング	2		2				
	哲学	2		2				
	論理学	2		2				
	数学的思考			2	2			
	論理的思考法演習			2	2			
	批判的思考法演習			2	3			
キャリアデザイン			2	2				
統合知 基盤科 目群	物理学概論			2	1		統合知基盤科 目群から10 単位修得する こと	
	地球科学概論			2	1			
	幾何学入門			2	1			
	政治学			2	1			
	経済学			2	1			
	社会学			2	1			

		日本国憲法		2	1			
		人権論		2	1			
		国際関係論		2	1			
		心理学		2	1			
		教育原理		2	1			
		健康学		2	1			
		体育実技 I		1	1			
		体育実技 II		1	1			
外国語 科目群	英語 I	2			1			外国語科目群 から8単位修 得すること
	英語 II	2			1			
	英語 III			2	2			
	英語 IV			2	2			
	実用英語			2	1	○	○	
	中国語 I			2	1・2			
	中国語 II			2	1・2			
	海外語学研修 I			2	1	○	○	
	海外語学研修 II			2	1	○	○	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目 群	地域経営入門	2			1		専門基礎科目 群、専門科目 群、卒業研究 科目群、キャ リア関連科目 群から70単 位以上修得す ること
		経営学			2	1		
		社会調査入門			2	1		
		社会調査論			2	1		
		プログラミング I			2	1		
		プログラミング II			2	1		
		簿記論			2	2		
		ミクロ経済学・マクロ経 済学			2	2		
		質的調査法			2	2		
		量的データ解析			2	2		
		国際フィールドワーク			2	2	○	
社会調査演習 I			2	3				

		社会調査演習Ⅱ			2	3		
専門科目群	地域行政科目群	地方自治論			2	2		地域行政科目群から6単位修得すること
		教育制度論			2	2		
		社会保障論			2	2		
		社会福祉論			2	2		
		公共政策論			2	2		
		観光政策論			2	3		
		地方財政論			2	3		
		地方公会計			2	3		
		学校経営論			2	3		
		医療管理論			2	3		
産業科目群	地域産業科目群	地域経済論			2	2		地域産業科目群から6単位修得すること
		経営組織論			2	2		
		経営戦略論			2	2		
		会計学			2	2		
		交流観光論			2	2		
		観光まちづくり論			2	3		
		人的資源管理論			2	3		
		中小企業論			2	3		
		ベンチャー企業論			2	3		
		グローバルビジネス論			2	3		
市民社会科目群	地域資源論	地域資源論			2	2		市民社会科目群から6単位修得すること
		関係人口論			2	2		
		ソーシャルデザイン論			2	2		
		多文化共生論			2	2		
		非営利組織論			2	3		
		ボランティア論			2	3		

		農村社会論			2	3			
		地域文化交流論			2	3			
		地域福祉論			2	3			
		地域医療論			2	3			
卒業研究科目群	○地域協働研究 A				2	2			卒業研究科目群から16単位修得すること
	○地域協働研究 B				2	2			
	○地域協働プロジェクト A				2	2			
	○地域協働プロジェクト B				2	2			
	○卒業研究Ⅰ	2				3			
	○卒業研究Ⅱ	2				3			
	○卒業研究Ⅲ	4				4			
	○卒業研究Ⅳ	4				4		○	
キャリア関連科目群	地域キャリア実習Ⅰ				1	2・3	○	○	
	地域キャリア実習Ⅱ				1	2・3	○	○	
	キャリアデザイン演習				2	2			
他学部科目	※1参照								6単位を上限として卒業に必要な単位として認める
教職科目	※2参照								
他大学単位互換科目	単位互換科目Ⅰ				1	1・2・3・4	○		
	単位互換科目Ⅱ				1	1・2・3・4	○		
	単位互換科目Ⅲ				2	1・2・3・4	○		
	単位互換科目Ⅳ				2	1・2・3・4	○		
	単位互換科目Ⅴ				2	1・2・3・4	○		
	単位互換科目Ⅵ				4	1・2・3・4	○		

					3・4			
自由選択		10						
卒業要件		124						

※1 地域経営学部の学生が履修できない情報学部の科目（「IT実習A」、「IT実習B」、「IT実習C」、「IT実習D」、「コンピュータプログラミング演習Ⅰ」、「コンピュータプログラミング演習Ⅱ」、「地域情報実践演習Ⅰ」、「地域情報実践演習Ⅱ」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」、「卒業研究Ⅲ」、「卒業研究Ⅳ」、「インターンシップ実習Ⅰ」、「インターンシップ実習Ⅱ」）を除く。

※2 履修規程別表第3に定める教職科目（「教育実習指導」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「学校体験活動」、「教職実践演習（中・高）」）を除く。

別表第2

情報学部情報学科

科目区分	授業科目の名称	単位数			配当年次	履修の上限単位数に含まない科目	合否により評価する科目	備考		
		必修	必履修	選択						
基盤教育科目	地域協働	地域協働論	2		1			地域協働基盤科目群から10単位修得すること		
		地域協働演習Ⅰ	1		1		○			
	基盤科目群	地域協働演習Ⅱ	1		1		○			
		地域協働演習Ⅲ	1		1		○			
		地域協働演習Ⅳ	1		1		○			
		北近畿の地理			2	1・2				
		北近畿の歴史			2	1・2				
		北近畿の文化			2	1・2				
		地域防災論			2	1・2				
	情報科目群	情報と社会	2			1				情報科目群から8単位修得す
		データサイエンス		2		1				
		統計学Ⅰ		2		1				
統計学Ⅱ			2		1					

	人工知能		2		1			ること
汎用的 学修能 力 育成基 盤科目 群	アカデミック・リーディング	2			2			汎用的 学修能
	アカデミック・ライティング	2			2			力育成 基盤科
	哲学			2	2			目群か
	論理学			2	2			ら10単
	数学的思考			2	2			位修得
	論理的思考法演習			2	2			するこ
	批判的思考法演習			2	3			と
	キャリアデザイン			2	2			
統合知 基盤科 目群	物理学概論			2	1			統合知
	地球科学概論			2	1			基盤科
	幾何学入門			2	1			目群か
	政治学			2	1			ら10単
	経済学			2	1			位修得
	社会学			2	1			するこ
	日本国憲法			2	1			と
	人権論			2	1			
	国際関係論			2	1			
	心理学			2	1			
	教育原理			2	1			
	健康学			2	1			
	体育実技 I			1	1			
体育実技 II			1	1				
外国語 科目群	英語 I	2			1			外国語
	英語 II	2			1			科目群
	英語 III			2	2			から8単
	英語 IV			2	2			位修得
	実用英語			2	1	○	○	するこ

ンス トラ ック	画像情報処理			2	2		
	画像情報処理演習			1	2		
	離散数学			2	2		
	線形計画法			2	3		
	機械学習			2	3		
	応用画像処理			2	3		
	多変量解析			2	3		
	制御工学			2	3		
	時空間統計			2	3		
ICT トラ ック	地理情報システム			2	2		
	地理情報システム演習			1	2		
	情報ネットワーク			2	2		
	情報セキュリティ			2	2		
	データベースシステム			2	2		
	オペレーティングシステム			2	2		
	組込みシステム			2	3		
	ソフトウェア工学			2	3		
	ネットワークコンピューテ ィング			2	3		
	論理設計			2	3		
	数値解析			2	3		
	情報符号理論			2	3		
	Webアプリケーション			2	3		
人 間・ 社会 情報 学ト ラッ ク	ゲーム情報学			2	2		
	ゲーム情報学演習			1	2		
	エンタテインメント情報学			2	2		
	メディア情報学			2	2		
	ヒューマンインタフェース			2	2		
	サービスエンジニアリング			2	2		
	ディープラーニング			2	2		

		観光情報学			2	2				
		メディア表現技術			2	3				
		信号情報処理			2	3				
		パターン認識			2	3				
		自然言語処理			2	3				
		コンピュータグラフィックス			2	3				
卒業研究科目群	地域情報実践演習Ⅰ				1	2			○	
	地域情報実践演習Ⅱ				1	2			○	
	卒業研究Ⅰ	2				3				
	卒業研究Ⅱ	2				3				
	卒業研究Ⅲ	4				4				
	卒業研究Ⅳ	4				4			○	
キャリア関連科目群	インターンシップ実習Ⅰ				1	3	○	○		
	インターンシップ実習Ⅱ				1	3	○	○		
他学部科目	※1参照								6単位を上限として卒業に必要な単位として認める	
教職科目	※2参照									
他大学単位互換科目	単位互換科目Ⅰ				1	1・2・3・4	○			
	単位互換科目Ⅱ				1	1・2・3・4	○			
	単位互換科目Ⅲ				2	1・2・3・4	○			
	単位互換科目Ⅳ				2	1・2・3・4	○			
	単位互換科目Ⅴ				2	1・2・3・4	○			
	単位互換科目Ⅵ				4	1・2・	○			

					3・4		
自由選択		10					
卒業要件		128					

※1 情報学部の学生が履修できない地域経営学部の科目（「プログラミングⅠ」、「プログラミングⅡ」、「社会調査演習Ⅰ」、「社会調査演習Ⅱ」、「国際フィールドワーク」、「地域協働研究A」、「地域協働研究B」、「地域協働プロジェクトA」、「地域協働プロジェクトB」、「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」、「卒業研究Ⅲ」、「卒業研究Ⅳ」、「地域キャリア実習Ⅰ」、「地域キャリア実習Ⅱ」、「キャリアデザイン演習」）を除く。

※2 履修規程別表第3に定める教職科目。

別表第3

教職科目

授業科目の名称	単位数	配当年次	履修の上 限単位数 に含まな い科目	合否によ り評価す る科目	備考
教職論	2	3	○		
教育心理学	2	1	○		
特別支援教育	1	3	○		
教育課程論	2	2	○		
道德教育の指導法	2	1	○		
総合的な学習の時間の指導法	1	2	○		
特別活動の指導法	1	2	○		
教育方法・情報技術活用論	2	2	○		
生徒・進路指導論	2	3	○		
教育相談	2	3	○		
教育実習指導	1	3・4	○	○	
教育実習Ⅰ	2	3・4	○	○	
教育実習Ⅱ	2	3・4	○	○	
学校体験活動	2	3	○	○	

教職実践演習（中・高）	2	4	○	○	
数学科教育法Ⅰ	2	2	○		
数学科教育法Ⅱ	2	2	○		
数学科教育法Ⅲ	2	3	○		
数学科教育法Ⅳ	2	3	○		
情報科教育法Ⅰ	2	2・3	○		
情報科教育法Ⅱ	2	2・3	○		

別表第4

教職科目

教育職員免許状の取得に係る授業科目及び単位数

教科及び教科の指導法に関する科目

中一種（数学）、高一種（数学）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	配当年次	単位数		備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	代数	線形代数Ⅰ	1	2		必修単位を含めて20単元以上修得すること	
		線形代数Ⅱ	1	2			
		離散数学	2		2		
		線形計画法	3		2		
	幾何学	幾何学入門	1	2			
		コンピュータグラフィックス	3		2		
	解析学	微分積分Ⅰ	1	2			
		微分積分Ⅱ	1	2			
		微分方程式・フーリエ解析	2		2		
		制御工学	3		2		
「確率論、統計学」	確率統計	2	2				
	シミュレーション	2		2			

		ン工学				
	コンピュータ	アルゴリズム論	2	2		
		計算機アーキテクチャ	2	2		
		パターン認識	3		2	
		数値解析	3		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	数学科教育法Ⅰ	2		2	* 中一種免のみ必修
		* 数学科教育法Ⅱ	2		2	
		* 数学科教育法Ⅲ	3	2		
		数学科教育法Ⅳ	3	2		

教科及び教科の指導法に関する科目

高一種（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	配当年次	単位数		備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報と社会	1	2		必修単位を含めて20単位以上修得すること	
		ヒューマンインタフェース	2	2			
		情報セキュリティ	2		2		
	コンピュータ・情報処理	計算機アーキテクチャ	2	2			
		アルゴリズム論	2	2			
		パターン認識	3		2		
		数値解析	3		2		
	論理設計	3		2			
情報システム	データベースシ	2	2				

		システム オペレーティン グシステム	2	2	
		ソフトウェア工 学	3	2	
	情報通信ネットワーク	情報ネットワー ク	2	2	
		ネットワークコ ンピューティン グ	3	2	
		組込みシステム	3	2	
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術	メディア情報学	2	2	
		メディア表現技 術	3	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活 用を含む。）	情報科教育法Ⅰ	2	2	
		情報科教育法Ⅱ	2	2	

大学が独自に設定する科目

中一種（数学）

教育職員免許法施行規則に定め る科目区分	授業科目	配当年 次	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	人工知能	1		2	「大学が独自に設 定する科目」の選 択科目又は最低修 得単位を超えて履 修した「教科及び 教科の指導法に関 する科目」又は 「教育の基礎的理 解に関する科目」 「道徳、総合的な

				学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること
--	--	--	--	---

大学独自に設定する科目

高一種（数学）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	1		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること
	人工知能	1		2	

大学独自に設定する科目

高一種（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	1		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること
	人工知能	1		2	

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

中一種（数学）、高一種（数学）、高一種（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2		
体育	2	体育実技Ⅰ	1		1	これら3科目から2単位以上修得
		体育授業Ⅱ	1		1	
		健康学	1		2	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1	2		

数 理、 デー タ活 用及 び人 工知 能に 関す る科 目又 は情 報機 器の 操作	数理、データ活用及び人 工知能に関する科目	2	データサイエ ンス	1	2		
デー タ活 用及 び人 工知 能に 関す る科 目又 は情 報機 器の 操作	情報機器の操作		/				

教育の基礎的理解に関する科目等

中一種（数学）、高一種（数学）、高一種（情報）

教育職員免許法施行規則に定める科 目区分等			授業科目	配当 年次	単位数		備考
科目	各科目に含めることが 必要な事項	最低修 得 単位数			必修	選択	
教育 の基 礎的 理解 に関 する 科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	10	教育原理	1	2		
	教職の意義及び教員の役 割・職務内容（チーム学 校運営への対応を含 む。）		教職論	3	2		
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項（学 校と地域との連携及び学		教育制度論	2	2		

	校安全への対応を含む。)					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	3	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	2	
道徳、	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法	1	2	中一種免のみ
総合的な学習の時間等	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	1	
の指導法及び生徒指導、	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	1	
教育相談等に	教育の方法及び技術		教育方法・情報技術活用論	2	2	各科目に含めることが必要な事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む
に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	3	2	各科目に含めることが必要な事項「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む

	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	3	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育 実践 に関 する 科目	教育実習	中5	教育実習指導	3・4	1		
		高3	教育実習Ⅰ	3・4	2		
			教育実習Ⅱ	3・4		2	中一種免はいず
			学校体験活動	3		2	れか選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	4	2		